
第 7 次 青森県保健医療計画の評価 (案)

令和 5 年 9 月 1 9 日
青森県健康福祉部

第7次計画の評価

数値目標等の評価①

- 第7次青森県保健医療計画（計画期間：平成30～令和5年度）では、数値などの具体的な目標が設定された項目（231項目）のうち、目標達成した項目が33.3%（77項目）、目標未達成であるが改善した項目が25.5%（59項目）となっており、全体としては、おおむね前進しているものと評価。
- 第7次計画の評価結果を踏まえ、第8次計画での課題・施策等へ反映し、引き続き保健医療提供体制の充実を目指す。



第7次計画の評価

数値目標等の評価②

項目	項目数	改善		変化なし		悪化	評価困難	
		目標達成	目標未達成	目標達成	目標未達成			
医療連携体制の構築	168	61 (36.3%)	35 (20.8%)	3 (1.8%)	6 (3.6%)	54 (32.1%)	9 (5.4%)	
5 疾病	がん対策	59	15 (25.4%)	20 (33.9%)	1 (1.7%)	3 (5.1%)	19 (32.2%)	1 (1.7%)
	脳卒中対策	9	2 (22.2%)	2 (22.2%)			5 (55.6%)	
	心筋梗塞等の心血管疾患対策	12	4 (33.3%)				7 (58.3%)	1 (8.3%)
	糖尿病対策	7	2 (28.6%)	2 (28.6%)			3 (42.9%)	
	精神疾患対策	20	5 (25.0%)	3 (15.0%)	2 (10.0%)		7 (35.0%)	3 (15.0%)
5 事業	救急医療対策	4	2 (50.0%)				2 (50.0%)	
	災害医療対策	6	4 (66.7%)	1 (16.7%)	1 (16.7%)			
	周産期医療対策	14	5 (35.7%)	2 (14.3%)			7 (50.0%)	
	小児医療対策	5	3 (60.0%)				2 (40.0%)	
	へき地医療対策	10	6 (60.0%)	1 (10.0%)			3 (30.0%)	
在宅医療対策	9	6 (66.7%)	1 (11.1%)		1 (11.1%)	1 (11.1%)		
歯科対策	10	1 (10.0%)	2 (20.0%)			3 (30.0%)	4 (40.0%)	
その他医療	14	6 (42.9%)	4 (28.6%)		2 (14.3%)	2 (14.3%)		
保健・医療・介護・福祉を担う人材の養成確保と資質の向上	18	5 (27.8%)	7 (38.9%)		2 (11.1%)	4 (22.2%)		
医師確保	2		2 (100.0%)					
医師以外の保健医療従事者	16	5 (31.3%)	5 (31.3%)		2 (12.5%)	4 (25.0%)		
信頼される保健医療サービスの構築	5				1 (20.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)	
その他健康づくりをはじめとする保健福祉対策と青森県型地域共生社会の実現	92	16 (17.4%)	39 (42.4%)		1 (1.1%)	30 (32.6%)	6 (6.5%)	
合計	231	74 (32.0%)	59 (25.5%)	3 (1.3%)	9 (3.9%)	70 (30.3%)	16 (6.9%)	

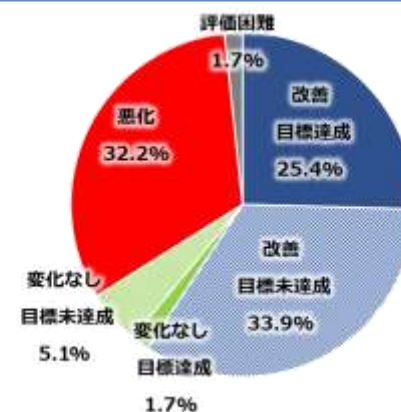
※重複する項目を除いているため、合計が合わない場合があります。

第7次計画の評価

5 疾病①

がん対策

- 本県のがん検診受診率は概ね向上しており、5大がんのうち、胃がん、肺がん及び子宮頸がんは全国平均を上回っている。乳がんや子宮頸がんの**女性特有がん**については、特に受診率の向上に取り組んでいく必要がある。
- 生活習慣に関する指標は概ね悪化傾向で、がんの罹患率も悪化傾向にあることから、がんの一次予防として、運動や食生活などの**生活習慣の改善**や受動喫煙を含む**喫煙対策の強化**に引き続き取り組む必要がある。
- 本県のがんによる死亡率は改善傾向にあるものの、**全国平均を上回っている**ことから、がんの二次予防として、**早期発見・治療のためのがん検診の促進**やその**精度管理の向上**に引き続き取り組む必要がある。
- 本県のがん医療提供体制のさらなる充実を図るため、**各保健医療圏で標準的ながん医療を受けられる体制整備**や、**相談体制の拡充**に取り組む必要がある。



脳卒中対策

- 発症予防のため、**特定検診未受診者に対する受診勧奨の継続**及び住民に対する**血圧異常時の受診に関する普及啓発の継続**が必要である。
- 効果的な特定保健指導を実施し、**メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合を改善するため**には、**特定保健未実施者に対する介入の継続**及び効果的な特定保健指導の実施に向けた**従事者の更なるスキルアップ**が必要である。
- 死亡者の減少、日常生活の場で質の高い生活を送ることができるよう**早期に適切な治療やリハビリテーションを受けることができる体制を維持**するための取組の継続が必要である。

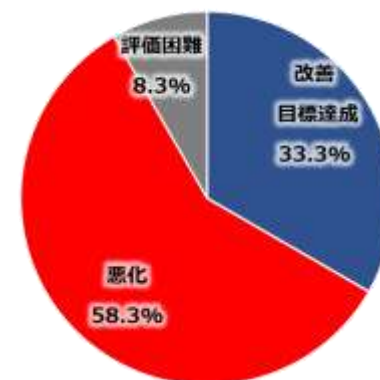


第7次計画の評価

5 疾病②

心筋梗塞等の心血管疾患対策

- 県民に対して、循環器病発症予防のための**生活習慣の改善**や**急性心筋梗塞等の前兆及び症状、発症時の対処**について、引き続き**普及啓発が必要**である。
- 心血管疾患がある患者が、生活の場に復帰後も**治療継続の必要性**や正しい知識を持ち、**適切に病状管理を行えるような支援体制が必要**である。
- 医療提供体制において、**急性期から回復期、慢性期まで、切れ目のない地域の実情に応じた体制を構築していく必要がある**。



糖尿病対策

- 肥満に関する指標が全体的に悪化**していることから、**肥満対策の強化が必要**である。
- 市町村版糖尿病性腎症予防プログラムが県内全市町村で作成**され、これに参加する医療機関も大幅に増加したことから、**症状に応じた医療提供体制の構築については一定の評価**ができる。また、**糖尿病性腎症による新規透析導入患者数は減少傾向**にある。



第7次計画の評価

5 疾病③

精神疾患対策

- 認知症に関する指標**については改善している。今後も高齢化により認知症患者の増加が見込まれることから、引き続き、**早期発見・早期治療に繋げる施策を実施**する必要がある。
- 精神疾患患者の退院に関する指標**については、調査年度である令和2年度において**新型コロナウイルス感染拡大により退院調整が困難**だった可能性があることから**悪化**している。感染対策の緩和により、退院調整に向けた動きが見られることから、関係機関が連携し、地域移行を推進する必要がある。



第7次計画の評価

5 事業及び在宅①

救急医療対策

- 救急救命士が同乗している救急車の割合が上昇したことで、病院前救護体制の充実が図られた。引き続き、適正な病院前救護体制を構築していく必要がある。
- 救急出動件数に占める軽症者の割合が減少したものの、引き続き症状に応じた医療機関の適正受診と救急車の適正利用を促す必要がある。



災害医療対策

- 災害発生時における必要な医療が提供できるように、災害拠点病院と災害拠点病院以外の病院に平時からの体制整備が求められる。
- 災害発生時においては、迅速で適切な対応・連携が求められることから、関係機関との訓練・研修を引き続き実施していくことが必要である。

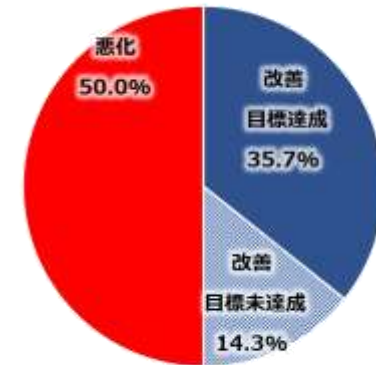


第7次計画の評価

5 事業及び在宅②

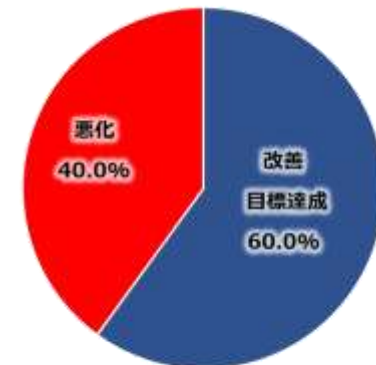
周産期医療対策

- 過去5年平均の乳児死亡率、新生児死亡率及び周産期死亡率は全国平均と遜色ない状況となっている。
- 周産期母子医療センターにおける精神疾患を合併した妊婦への適切な医療を提供するための連携体制は全施設で整備された。



小児医療対策（小児救急を含む）

- 過去5年平均の乳児死亡率は悪化しているが、令和4年単年では1.5となっており改善が見られる。引き続き、小児医療に携わる医師、医療施設及び関係機関等との連携による小児医療体制の充実に取り組む必要がある。
- 小児に対応している訪問看護ステーション数は増加しており、医療的ケア児が医療的支援を適切に受けられるよう、引き続き、支援体制整備に向け取り組む必要がある。

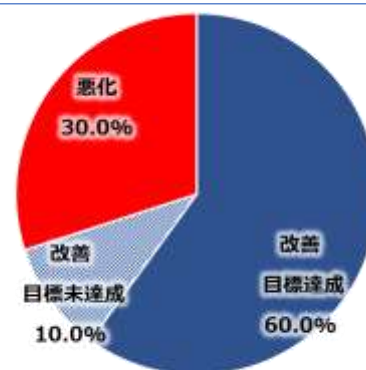


第7次計画の評価

5 事業及び在宅③

へき地医療対策

- これまで、弘前大学医師修学資金の特別枠貸与者に町村部での勤務を義務づける、総合診療専攻医の増加に努めるとともに専門医取得後のキャリアパスの道筋をつくる等、**へき地医療を担う医師の確保に向けた取組を進めてきた。**
- 今後は、限られた医療資源で、より効果的に地域の医療ニーズに応えられるよう、**これまでの取組を可能な限り継続していくとともに、ICTを活用した遠隔医療の実施**など、関係機関が連携し、**地域の実情に合った持続可能な医療体制を構築**することが必要である。



在宅医療対策

- 地域医療構想では、令和7年の在宅医療等の医療需要の推計は15,204人/日、訪問診療の医療需要の推計は7,154人/日としており、**需要に対応するための実施施設数や従事者の確保に引き続き取り組んでいく必要がある。**
- 訪問看護事業所間や関係機関との連携強化、訪問看護事業所の事業所規模の拡大等の機能強化や、情報通信機器の活用等による**業務効率化による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備**が求められている。

